

平成 26 年 3 月 18 日

お客様各位



## 【木材利用ポイント事業延長について新規外壁材の取扱ご案内】

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様ご周知の通り平成 24 年度林野庁が推進しております〔木材利用ポイント事業〕新規外壁材分野に弊社外壁材が選定されて現状運用されております。更に昨年末に平成 25 年度補正予算 150 億円を追加し、大枠では事業延長の発表はありましたが具体的に 4 月以降の運用に際し、今般正式に林野庁より〔木材利用ポイント事業〕新規外壁材の分野のみ平成 26 年 3 月 31 日迄を持って事業終了の連絡が入りましたのでここに御報告申し上げます。

敬具

記

【概要】木材利用ポイント事業の延長（新規外壁材）について

◇対象となる工事着手期間の延長（最終期限の取扱について）

新規外壁材については従来通り、平成 26 年 3 月 31 日までとなります。

（新規外壁材について延長はございません。）

※ 新規外壁材については、平成 26 年 3 月 31 日までに、注文者と請負者との相互間にて【工事請負契約】を締結している事、もしくは、期間内に工事に着手している事が条件となります。

◇ポイント発行申請受付期間の延長（新規外壁材）について

新規外壁材については従来通り平成 26 年 7 月 31 日までに木材利用ポイント事務局申請終了分までとなります。（新規外壁材について延長はございません。）

注）当社への該当対象品「納品証明書」申請期日ではありませんので、ご注意願います。

※ポイントの発行額が予算額に達した場合には、申請期限が終了する前であってもポイントの発行が終了します。

（木材利用ポイント HP 平成 26 年 2 月 26 日新着情報より概要抜粋）

今後も弊社といたしましてはお客様に満足していただける商品開発により一層精進して参りますので今後とも弊社製品ご愛顧いただけます様お願い申し上げます。

なお、上記詳細に関しましては、林野庁〔木材利用ポイント事業〕ホームページ・事務局にて御確認頂けます様重ねてお願い申し上げます。

以上